

# 協力金の対象となる都内全域の飲食店等

## 注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示※1など、他の要件を満たしていることが前提です。

## 都内全域の飲食店等 ※2

従前は20時から翌朝5時までの間に営業していた飲食店等ですか？

いいえ

はい

令和3年2月8日から令和3年3月7日までの間  
20時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

令和3年2月8日から令和3年3月7日までの間  
酒類の提供を11時から19時までとしましたか？  
又は酒類の提供を終日行いませんでしたか？

いいえ

はい

### 協力金の対象外

- 例1 従来から酒類提供20時・営業20時まで
- 例2 時短後、酒類提供22時・営業23時まで

### 協力金の対象

- 例3 時短後、酒類提供19時・営業20時まで
- 例4 時短後、酒類提供なし・営業20時まで

※1 「感染防止徹底宣言ステッカー」は申請フォームで取得したものを掲示してください。

詳細は以下URLをご参照ください。

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」

(<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>)

※2 飲食店等とは「飲食店」及び「遊興施設等（バー・カラオケボックス等）」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

■申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、申請前に対象店舗を十分ご確認ください。

■営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年1月8日～令和3年2月7日実施分）に係る申請書類と宛先が異なるため、**同封しないでください**。同封された場合はどちらの申請も支給が遅れる場合があります。ご注意ください。